

出席停止となる感染症と出席停止の基準

◆学校感染症一覧（学校保健安全法施行規則第十八・十九条）

種類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ⑤風しん ⑥水痘（みずぼうそう） ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎	①発熱から5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ②特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③解熱した後3日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤発しんが消失するまで ⑥すべての発しんが痂皮化するまで ⑦主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧⑨病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。>

※新型コロナウイルス感染症について<令和2年1月31日文科科学省事務連絡より>

第一種感染症として治癒するまで出席を停止させることができる。

◆学校において予防すべき感染症の考え方

第三種の感染症（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

出席停止期間の基準は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでである。

なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。 ※上記以外の感染症は、原則出席停止になりません。